

千葉市建築工事特記仕様書（昇降機設備工事編）（令和８年度版）

I 工事概要

1 工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 工事種目	工 事 種 別					
	屋内	屋 外				
エ レ ベ ー タ	○					

2 設備概要

本工事は、千葉市立千城台西中学校にエレベータの設置を行うものである。

II 工事仕様

1 特記仕様

- （１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。
- （２）特記事項に記載の（機標 . . . ）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項 目	特 記 事 項
1 機械設備共通事項	
1 機材の工場検査	対象機材（ ）
2 出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （ ）
3 諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
4 工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（□）できる ・ できない
5 足場・さん橋類	機改標第1編2.2.1によるほか下記による。 □本工事にて設置とする。（但し、別契約の関係受注者が定置するものを除く。） ・ 内部仮設足場等（ ・ 種 ・ 種） ・ 外部仮設足場等（ ・ 種 ・ 種）
6 撤去材の引渡し	・ なし ・ あり（ ・ 金属（ ・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金属）
7 容量等の表示	□機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 □電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
8 総合調整	□本工事（測定項目、箇所等は監督職員の指示による） ・ 別途 ・ 風量調整 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 水量調整 ・ 騒音の測定 ・ 室内外空気の温室度の測定 □初期運転状態の記録 ・ 飲料水の水質の測定
9 主任技術者	工場制作のみが行われている期間は、主任技術者の専任を要しない。

2 昇降機設備	
1 用途	☐ 乗用兼車椅子用 バリアフリー新法及び、千葉県福祉のまちづくり条例に準拠
2 方式	☐ ロープ式 (☐ 機械室あり ☐ 機械室なし)
3 積載量	☐ 450 kg ☐ 600 kg ☐ 750 kg ☐ 900 kg ☐ 1000 kg
4 定員	☐ 5 人 ☐ 9 人 ☐ 11 人 ☐ 13 人 ☐ 15 人
5 速度	☐ 45m/min ☐ 60 m/min ☐ 90 m/min
6 停止階数・出入口	☐ 2 箇所 ☐ 3 箇所 ☐ 4 箇所 ☐ 一方向 ☐ 二方向
7 仕様	1 三方枠 ☐ 大枠ステンレスヘアライン ☐ 小枠ステンレスヘアライン 2 乗場扉 ☐ 鋼板製 ☐ 面一大型防犯窓付 ☐ 遮煙機能付 (全階) 3 乗場敷居 ☐ 硬質アルミ製 4 防火区画仕様 ☐ 有 ☐ 無 5 特記事項 ☐ 車椅子仕様 ☐ 視覚障害者仕様 ☐ 音声合成オートアナウンス及び表示 (各種管制運転表示共) ☐ 防犯窓 (大型) ☐ 外部インターホン ☐ パーキングスイッチ付 ☐ 停電時自動着床装置 ☐ 火災管制運転 ☐ 地震時管制運転 (P 波、S 波) ☐ 冠水管制運転 ☐ 雷サージ対策付 ☐ 高調波対策付 ☐ 遠隔監視機能 ☐ 遠隔監視機能用インターフェイス ☐ 非常放送スピーカー対応 (消防適合品) ☐ 耐震クラス A (14) ☐ エレベータ監視盤